

令和8年 第4回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

- | | | | | | |
|----|--------|----|-------|----|-------|
| 1番 | 橋口 昌央 | 2番 | 幸妻 正浩 | 3番 | 上野 光正 |
| 5番 | 松井 正一郎 | 6番 | 永友 薫 | 7番 | 坂元 洋子 |
| 会長 | 坂本 弘志 | | | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1番 | 宮越 美秋 | 2番 | 久保田 伸博 | 3番 | 山本 浩司 |
| 5番 | 小原 拓也 | 7番 | 坂本 幸 | 8番 | 加藤 重利 |

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第5 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第18号 農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 金城 朋子
係長 吉田 竜人 主任主事 出口 友紀

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。
会議の進行を坂本会長、よろしく願いたします。

[議長]

ただいまから、令和8年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、橋口昌央委員、2番、幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の吉田竜人係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日4月28日、火曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

2ページを御覧ください。

まず4月の業務報告について、でございます。

1日に「辞令交付式」が行われております。

8日に「児湯地域担い手育成総合支援協議会の監査」を行っております。

15日に「農地担当初任者研修会」、「農地売買等事業担当者等説明会」が行われております。

同じく15日に「農業会議の巡回」が行われております。

20日に「農業委員会新任職員研修会」が開催されまして、出口主任主事が参加しております。

22日に「家族経営協定の調印式」を行いまして、会長を立会人として、〇〇〇さんと〇〇〇〇さん夫婦、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん親子が、それぞれ家族経営協定を調印されております。

23日に「特例事業の事前審査会」を行っております。

28日に「行政事務連絡員会」が開催されました。

4月の総会関係です。

22日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

総会終了後には、「高鍋町農業経営改善等対策会議」を開催されますので、よろしくお願ひします。

続いて5月の業務計画です。

14日に「移動農業会議」が行われます。

同じく14日に「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会」が開催されま
す。

15日に「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されます。

5月の総会関係が、21日が現地調査で、28日が総会となります。

先ほど言いました14日の移動農業会議ですけど、これは皆さん参加ということになりますので、よろしくお願ひします。以上です。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告です。

令和8年2月27日、金曜日、農業委員会総会承認部分です。

農地法第5条申請、譲受人、〇〇〇〇さんの保管庫・資材置場の件は、令和
8年4月16日付けで、許可となっております。

なお本件は、購買案件につき、譲受人の単独申請です。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 448㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか14筆 計11, 738㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑 1, 634 m²
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

引き続き、6ページになります。

「農地法第18条（通知）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 885 m²
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 ほか2筆 計15, 288 m²
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番
畑 ほか3筆 計12, 173 m²
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 ほか1筆 計4, 267.34 m²
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 小原 拓也

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 ほか1筆 計4, 267.34 m²
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 1, 840 m²
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから8ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9ページをお開きください。

議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番	農地の所在	大字〇〇字〇〇****番					
		登記地目	畑	現況地目	宅地	面積	200㎡
	譲渡人	〇〇〇〇					
	譲受人	〇〇〇〇					

転用目的は、農業用倉庫敷地です。

本件は、この後の議案で御審議いただく、農地法第3条による農地売買の申請地に、無許可の農業用倉庫が建っていたため、違反状態を是正するためになされている申請となりますので、農地法5条ではありますが、こちらを先に御審議いただきたいと思います。

それでは、担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

譲受人、〇〇〇〇さんと、譲渡人、〇〇〇〇さんの農地転用5条許可申請です。

4月22日、農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局と、現地視察をして参りました。

資料11ページを御覧ください。

地図の下の方に、斜線で描かれた大きな太い線が10号線であります。

目印としては、〇〇の10号線を挟んだ北側に位置し、申請地と書かれた部分の、下方向が南側になるわけですが、そこには太陽光発電施設が設置されております。その北側が申請地です。

高鍋町大字〇〇字〇〇****番、689㎡のうちの200㎡で、登記地目、畑です。

資料13ページを御覧ください。

申請地は、譲渡人、〇〇〇〇さんの父親が、〇〇として建設したものを、令和6年11月に父親の死後、相続しましたが、今回の売買にあたり〇〇として建てられた、現況、農機具倉庫、奥行き16m、幅8mの一部の、その入口に相当するコンクリート張りを含めた200㎡を申請するものです。

〇〇〇〇さんいわく、相続以前から長年にわたり農業用倉庫として利用しており、問題があると認識しておりませんでした。

誠に申し訳ありませんが、売買の相手からは、今後も農業用倉庫として活用していきたいとの申し出を受けており、現状の農地法違反状態を解消したく、本件を申請に至ったものです。と顛末書が提出されております。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、第2種農地となります。

本件につきましては、10ページから12ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

13ページが配置図となります。

雨水は、敷地内自然浸透とし、汚水は発生しません。

申請地北側、西側の農地は、申請地より高い位置にあるため、雨水及び土砂流出の恐れはありません。

東側、西側は、自己所有地となるため、問題ございません。

また、埋蔵文化財の包蔵地内となっておりますが、掘削等を行わないため、届け出は不要であることを社会教育課に確認できております。

また、水利組合の受益地でないことも確認済みとのことです。

費用については、新たな工事を行わないため、土地取得費用のみとなっております。費用については、新たな工事を行わないため、土地取得費用のみとなっております。預金通帳の残高から、問題ないことを確認済みです。

先ほどの御説明で、位置関係が少し分かりにくいかと思いますので、12ページ、13ページを御覧ください。

まず12ページ、字図のコピーとなっております。

ページ真ん中の黒っぽく塗りつぶされている部分が、今回5条申請の申請地となっております。

農地としましては、こちら中央の****番、全体で689㎡あるうち、5条申請にかかるのは、塗りつぶされている部分、200㎡分となっております。

こちら申請地がどうなっているかといいますと、隣の13ページを御覧いただきますと分かる通り、隣の宅地、〇〇****番から申請地****番にかけて、農業用倉庫が横たわるように建設をされております。

また、申請地****番の倉庫、西側の敷地につきましては、コンクリートで舗装をされておまして、農地として現在使用できない状態となっております。

最初、農地法第3条で、申請地の売買の話が来た際に、こちらの倉庫については、5条申請をしていただくというふうをお願いをしまして、今回5条と3条、それぞれでの申請となっております。事務局からの補足は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号5、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14ページをお開きください。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

この案件は、先ほど議案第16号の5条申請について、承認を受けた土地の畑部分の3条許可申請についてです。

1 番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目 畑 現況地目 畑 面積 489㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

それでは、3条の案件について説明します。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への有償による所有権移転です。

15ページを御覧ください。

先ほど5条で、橋口委員が説明された案件に隣接した畑です。

申請地は、〇〇から、北側に行ったところの斜線で囲まれたところでは

面積は489㎡です。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんに買って欲しいとの相談があり、話がまとまったとのこと

です。〇〇〇〇は、〇〇を栽培される認定農業者です。

申請地は現在、サヤエンドウ、サトイモ、玉ねぎなどが植えてあり、今後もサヤエンドウなどを作付けされるとのこと

です。金額は10a当たり〇〇〇〇円で、総額として〇〇〇〇円です。以上です。御審議をお願い

します。推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。坂元会長の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。18ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けておりますので、御覧ください。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第18号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番から2番まで2件の案件については、関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。説明いたします。

19ページを御覧ください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記簿地目 田 現況地目 田 面積 994㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして2番、農地の所在につきましては、1番と同じ所在です。

登記簿地目、現況地目、面積も同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

宮崎県農業振興公社の特例事業で、即売りタイプとなります。

〇〇〇〇さんの農地が、〇〇の〇〇の南側にあります。

水稻が植えつけてありました。

この農地を公社へ売り渡すものです。

****番*の対価は〇〇〇〇円です。以上です。

続けて説明します。

先ほど説明いたしました農地を、〇〇〇〇さんが買い受けるものです。

〇〇〇〇さんは、水稻、飼料稲、甘藷などを生産されている認定農業者です。

対価は〇〇〇〇円となっております。

この案件は、去年相続された〇〇〇〇さんから、売り渡したいと 5 月に相談を受けたものです。

夏前に、〇〇〇〇さんのお父さんの〇〇〇〇さんから、〇〇のところの田が欲しいという話があり、マッチングがいいなと思ひまして交渉したところ、ようやく売買が成立した案件になります。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

採決につきましては、1 件ずつ採決することといたします。

1 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 1 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求め

ます。

挙手全員と認めます。

よって2番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番の案件につきましては、受け人が久保田伸博推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、久保田伸博推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

久保田伸博推進委員は、退室をお願いします。

【久保田伸博推進委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 601㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 久保田 伸博

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。それでは、説明させていただきます。

賃貸借の契約ということで、農地中間による利用権設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を通して久保田伸博氏への賃貸借契約となります。

場所は、国道10号線沿いに〇〇というのがありますが、そこを〇〇に向かって500mほど進むと、〇〇という〇〇があります。そのすぐ南側に4筆あり、手前から3筆目ということです。

現地は、稲が植えてありました。

契約期間は5年間ということで、賃料は601㎡で〇〇〇〇円となっております

ます。10a 当たり〇〇〇〇円ということです。

なお久保田推進委員は、中鶴地区を中心に、水稻、飼料稲、玉ねぎ等を広く生産されているということです。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

久保田伸博推進委員は、席へお戻りください。

【久保田伸博推進委員 入室】

それでは、次の2番から15番まで、14件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 14, 255㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、公社を介しての賃貸借契約です。
申請地は、〇〇から西へ350m行き、昔の〇〇があるところを右折して、
100m行った道路、左下の農地になります。
〇〇〇〇さんは〇〇在住で、馬鈴薯を生産されています。
現地を確認したところ、馬鈴薯が作付けされていました。
期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 計3,078㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

8番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。
申請地は、〇〇地区の〇〇から、〇〇地区に行く道を900mほど行くと〇
〇があり、そこから2枚目の道路沿いの左手の農地です。2筆ありましたが1
枚になっていました。
〇〇〇〇さんは甘藷、馬鈴薯を生産する認定農業者です。
現地を確認したところ、甘藷が作付けされていました。
期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか4筆 計10,595㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての契約終期に伴う継続のための賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の東側出入口の十字路の右角に、****番*があり、そこから南方面へ150m行くと、突き当たりを右折した右手に****番*があり、その下に****番*、更にその下に****番*と****番*があります。ここは2筆ですが、1枚になっておりました。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産する認定農業者です。

現地を確認したところ、どの農地も飼料用トウモロコシが作付けされておりました。

期間は8年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 計3,253㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番、説明いたします。

農地中間による貸借権の案件です。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ終期到来に伴い引き続き賃貸借契約を結ぶものです。

〇〇〇〇さんは〇〇の方で、甘藷、大根、サトイモなどを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇の工場が〇〇と〇〇の境目にありますが、その前の道路を〇〇方面に進むこと 200m ぐらいのところ、南に進むと左側は民家、右側の 3 番目の農道を 30m のところ、農道脇の 2 筆の畑です。

芋の苗が植えてありました。

期間は 5 年で、年間 10a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 323 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんに終期到来に伴い再度賃貸借を結ぶものです。

〇〇〇〇さんの職歴は、先ほど説明したので省かせていただきます。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、東は〇〇方面に、西は〇〇方

面に行く十字路があり、そこを西に〇〇方面に向かうと、左側に〇〇があり、向かい側の農道を進むと〇〇〇〇****番の畑です。

芋の苗が植えてありました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 4,054㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへ賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、飼料作物などを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇と〇〇に通じる十字路を西方向に進むと、左側に〇〇があり、向かい側の農道を北方向に進むと、****番の農地です。

えん麦が植えてありました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 2, 507㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへ賃貸借契約です。

申請地は、先ほどの十字路を西に〇〇方面に向かうと、左側に〇〇があり、道路右側の畑です。

えん麦が植えてありました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計2, 702㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

未相続農地で、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

場所は〇〇です。

〇〇から〇〇線の方へ進みます。左方向へ〇〇地区へと進みますと〇〇があり、山沿いに50mぐらい進みます。右に入る農道があり、80mぐらい進んだところのT字路を左折します。左側の2枚目が****番*と****番*になり、1枚の田になっておりました。

水稻が植えつけてありました。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷などを生産される認定農業者です。

期間は5年間で、賃料は10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 計3,714㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による終期到来に伴う引き続きの賃貸借契約です。

場所は、〇〇と〇〇です。

〇〇の前の道路を北に進みますと、左側に〇〇があります。

向かい側に拡張された道路があり、その左側に****番*があります。

その続きに****番*と****番*が1枚になって、水稻が作付けされておりました。

****番は、草が生えている状態でした。

〇〇〇〇さんは、繁殖牛、飼料作物などを生産される認定農業者です。
期間は5年間で、賃料は10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか2筆 計3,596㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

場所は、〇〇と〇〇です。

〇〇からいきますと、〇〇線から〇〇へ左折し道なりに進むと、〇〇があります。その手前を右折して、150mぐらい進んだ両側に収穫前の麦畑があります。そこから右折して、50mぐらい進んだところに変形した田があります。

****番*と*は1枚となっており、水稻が植えてありました。

〇〇にある****番*は、〇〇から〇〇の方へ進みます。十字路を左折して、堤防の方へ道路へ上がり、50mぐらい進んだ左側下に三角形の田があります。

水稻が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷などを生産される認定農業者です。

期間は5年間で、賃料は10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1,844㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。

この申請地は未相続農地でありまして、相続人代表者は、〇〇〇〇さんになっております。

場所は、〇〇の〇〇から北西の方向に約1,000m行きますと、〇〇の〇〇工場が左側にありますが、その先の〇〇を上がったところであります。

申請地はロータリーをかけて、甘藷の畝を作る準備がされていたところで

す。〇〇〇〇さんは、甘藷、大根を生産される新規の就農者でございます。認定農家でございます。

期間は5年間で、10a当たり〇〇〇〇円ということになっております。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1,840㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[推進委員2番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約でございます。

強化法からの農地中間への契約変更でございます。

場所は先ほど言いました、〇〇〇〇から北西の方向に600mぐらい行きますと、〇〇から上がった交差点にあります。その右側に位置するところでございます。

〇〇〇〇さんは、甘藷、水稻を生産される認定農業者であります。

期間は5年間で、10a当たり〇〇〇〇円でございます。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 519㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定でございます。

申請地は、〇〇の〇〇〇〇さんの〇〇がございまして、そこを東に農道を少し進むと、右側に民家がありますけども、その間の農道を60mほど行くと

ころの左側にございます。

現状は、加工用の稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを栽培される認定農業者でござ
います。

期間は3年10か月で、10aあたり賃借料は粃で〇〇kgだそうです。以
上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 計2,968㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通して〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設
定でございます。

申請地は、〇〇の〇〇〇〇さんのハウスがあるのですが、その南側
に〇〇の〇〇に繋がる農道がございます。そちらを40mほど出荷場に進む
と、左側でございます。****番*と****番、****番*がございま
す。

きれいに耕運され、一部は代が明けてありました。

残りの****番*は、そこから出荷場方面に150mほど行った右側にご
ざいます。

ここも代が明けてありました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、水稻などを栽培される認定農業者でござ
います。

期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から15番まで、14件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から15番まで、14件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番から15番まで、14件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和8年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会14時48分)